



Fair Finance Guide Japan

ブリーフィングペーパー

不満・不信感を助長する補償交渉

～インドネシア：バホドピ鉱山及び製錬所計画を巡る実態～



2025年2月7日

Fair Finance Guide Japan



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。

<概要>

インドネシア中スラウェシ州モロワリ県はインドネシアの成長戦略に揺れている。スラウェシ島では様々な大規模採掘事業者が立ち入り、ニッケル鉱山の開発をしてきたが、近年の脱炭素社会への移行の波を受けて、さらに鉱山の新規開発・拡張が計画されている。しかし、PTVI 社に出資する日本企業のデュエリジェンスの欠如とその企業を支える日本の金融機関の不十分な ESG 方針も相まって、現地ではコミュニティに格差・不満・不信を助長させるような補償交渉が行われている。

PT Vale Indonesia (PTVI) は隣接する南スラウェシ州で長年ソロワコ・ニッケル鉱山を操業してきた企業であるが、同鉱山の拡張に加えて 2013 年からモロワリ県バホドピ郡にて新たな鉱山を開発するべく準備を本格化させてきた。以降、PTVI 社は環境影響評価、環境管理計画、環境モニタリング計画などを当局に提出し、2024 年 2 月までには新たな環境許認可を取得するとともに、その後 5 月には、インドネシア政府から特別鉱業事業許可 (IUPK) を取得し、本格的なバホドピ鉱区の開発が始まっている。

しかし、バホドピ鉱区として開発対象にされた範囲には、1968 年に当時インコ社が鉱業コンセッションを取得する以前から村人が居住し、畑地等を切り開き、生活を営んできた場所が含まれている。今日に至るまで PTVI 社が鉱区として開発する範囲の境界線は明確に知らされておらず、バホドピ鉱区は村人の生活空間と著しく重なっている。

農地に係る住民との補償交渉はすでに始まっているが、その交渉は悪質なものとなっている。補償交渉を請け負う業者は、個別農家に異なる水準をオファーすることで住民間に格差と不満・不信を増大させる要因となっている。しかも、最初に提示される金額は 1 ヘクタールあたり約 2 億ルピアほどであったという。これは現地に多く見られるコショウ農家にとっては年収の 4 割程度に過ぎない。毎年継続的に得られる収入を手放して一度きりの年収の 4 割程度の収入では明らかに不当な提示額である。PTVI は国際基準として世界銀行グループ国際金融公社 (IFC) のパフォーマンススタンダードに準拠する事業活動を行なうことを謳っている。しかし、提示している金額は生計手段の喪失前の生活水準と比較して著しく低いものにしかならない。国際基準からは程遠い実態が明らかとなった。

問題は鉱山が計画されているバホドピ郡周辺に限らない。鉱山とセットで開発される製錬所は鉱山の主要施設から南東に約 50km にあるブンク・ペンシル郡サンバラギ村のサンバラギ工業団地内に建設が進められている。サンバラギ工業団地の建設予定地の確保にあたっては工業団地全体の開発を進めるアヌグラ・タンバン・インダストリ (ATI) 社が請け負っており、2020 年ごろから開始された。この時期はちょうど新型コロナウイルス感染症が著しく生活に影響をもたらしていた時期であり、多くの住民にとっては極めて不利な状況で進められたと住民は話す。

ここでも、やはり国際基準から遠く逸脱した補償交渉が行われており、住民の間には不信感と不満が絶えない。

さらに、着目すべきは鉱山と製錬所の建設に向けた動きが現地の漁業に影響をもたらし、収入の低下を招く可能性である。サンバラギ村から北東から東北東方向には外海との間を隔てるかのようにいくつかの島がならんでいるが、その対岸の島々にも村があり、主に漁業を生業にする村人が生活している。しかし、近隣のすでに操業している鉱山の影響で大型運搬船の通行、鉱山や製錬所からの赤茶けた排水と汚泥の堆積など多くの実害をすでに受けている。かつて早朝から正午の漁で 20kg ほどとれていた魚は環境の変化によって激減し、今ではより遠くに船を出し、夕

方まで漁の時間を延長して、それでも最大で3kg程度の成果にしかならないという。燃料価格も当然その分大きく響いてくる。この漁民を中心にした島々の村はたとえ約束された補償対策でも何ら実行されてこなかった。そのような経験が根拠となり、PTVI社やATI社からの補償についても懐疑的である。

ここで補償の責任を一義的に追うのは直接の事業者であるATI社であったとしても、PTVI社が国際基準を真摯に受け止めるならば、基準違反の開発を経て作られた工業団地で製錬所を建設することも当然問題である。

以上のようにPTVI社によるバホドピ鉱山の開発及び製錬所建設には住民との協議・交渉に大きな問題が存在していることが明らかとなった。しかし、日本の金融機関各社が表明している投融資基準では住民が先住民族でなければ自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の取得を投融資先に求めることが求められない内容になっている。これではバホドピ鉱山と製錬所建設に関して十分な権利を行使できる住民は著しく限られてしまうことになる。さらに、日本の金融機関のほとんどは、その極めて範囲の狭い投融資基準を、しかも、プロジェクトファイナンスにしか適用していない。

その結果、日本の金融機関による三井物産株式会社と住友金属鉱山株式会社への融資と株式の保有は企業の問題行動を容認させるお金の流れを作り出している。PTVI社の親会社であるブラジルのヴァーレ社は現地でも様々なずさんな管理体制による事故・労働問題を起こしてきた企業である。企業体質を知りうる立場にあって、なお取引関係を疑いもなく続けることはデューディリジェンスの怠慢と言わざるを得ない。これは金融機関にも言えることである。

とりわけ、三井住友並びに三井住友トラストは三井物産、住友金属鉱山双方の株式を多く保有している。これはいわゆる政策保有株という相互に株式を保有する強固な企業関係をつくるものとして日本企業の中でしばしばみられる行為である。しかし、デューディリジェンスの必要性が明らかでない状況においてダイベストが難しい株式を保有することはガバナンスの低下を招くことに他ならない。段階的に廃止し、取引相手にも厳しい監視の目を向け合う慣習をつくらなければ、今後もデューディリジェンスは形骸化したものになり続ける。

インドネシア：モロワリ・ニッケル鉱山開発・製錬事業 (Indonesia Growth Project Morowali)

1. 事業の概要

場所： インドネシア 中スラウェシ州 モロワリ県

＜鉱山＞バホドピ郡レレ村、ダンパラ村、シウムバトゥ村

東ブンク郡バホモアヒ村、バホモテフェ村、オネプテジャヤ村¹

＜製錬＞ブンク・ベシシル郡サンバラギ村（サンバラギ工業団地内）

地図：PTVI によるモロワリ・ニッケル鉱山開発・製錬事業（地図出典：Google Earth）



目的： フェロニッケルの生産（ステンレス市場向け。商業生産開始 2026～2028 年見込み²）

インドネシア国家戦略事業（PSN）に位置づけ（経済調整担当大臣令 2023 年第 8 号）³

¹ オネプテジャヤ村は 1990 年代前半にトランスミグラーシ政策の下、バホモテフェ村から分離した村で、ジャワ島、バリ島等から移住した住民が多く、一世帯当たり 2 ヘクタールの土地も用意され、水田も開拓された。その後、インドネシア政府は同地域が 1968 年以降すでに鉱業事業契約（CoW）によるニッケル鉱業コンセッションとなっていたことから、1998、99 年頃、北モロワリ県に移転地を用意し、住民の再移転を試みた。しかし、すでに農作物や果樹等を植えて生計手段を確立し始めていた住民らは再移転を拒否した。鉱業コンセッション内への移住を進めたインドネシア政府による当初の矛盾した政策が、地域コミュニティと事業者間の紛争の火種の一つとなっている可能性は否めない。

² PTVI 年次報告書 2023 p.13 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-tahunan-2023>)

及び PTVI 「Rights Issue Prospectus」 (2024 年 6 月 10 日) p.101

(https://vale.com/documents/d/guest/20240610_ptvi-rights-issue-prospectus-vf)

³ 経済調整担当大臣令 2023 年第 8 号 (<https://peraturan.bpk.go.id/Details/286704/permenko-perekonomian-no-8-tahun-2023>)

(建設時の雇用労働者数最大 15,000 人。稼働時約 5,000 人⁴)

< 鉱山 >

- ・ 特別鉱業事業許可 (IUPK) によるニッケル鉱業コンセッション ※1
= 中スラウェシ州バホドピ鉱区 22,699 ヘクタール (ha) ⁵
= うち鉱区 2 及び鉱区 3 におけるサプロライト鉱の採掘⁶ (予定)
(鉱業コンセッション内の約 15,500 ha は保護林地域⁷) Cf. 東京 23 区の面積 62,753

ha

- ・ 採掘設備
- ・ 港湾設備 (ニッケル鉱石の製錬所への搬出) 等

※1) 2024 年 5 月 13 日、PTVI の鉱業事業契約 (Contract of Work: CoW) (期間は 2025 年 12 月 28 日まで) から IUPK への切替更新が完了。IUPK の期間は CoW 期間からまず 10 年間の延長が認められ、2035 年 12 月 28 日まで。以降も 10 年間毎の延長可。IUPK に基づき、PTVI は後述の新規製錬施設等の建設を規定期間内に完了させる義務も負う。⁸

< 製錬 > (サンバラギ工業団地内)

- ・ フェロニッケル 年間生産量 73,000 トン (ニッケル量) (予定) ⁹
- ・ ロータリー キルン電気炉 (RKEF) 8 系列
- ・ 自家発電用 LNG (液化天然ガス) 火力発電所 (500 メガワット) ¹⁰

⁴ PTVI プレスリリース (2023 年 2 月 10 日) (https://www.vale.com/documents/44618/1438416/2023-2-11+Press+Release+Morowali+Project+Groundbreaking_ENG.pdf/e896662d-f2b7-5cfd-819b-6207230beaad?version=1.1&t=1676294200727&_gl=1*1wd7ahv*_gcl_au*NTU3NTYyNzE1LjE3MzE4NzgzNjg*_ga*ODE3NTMzNDkxLjE2ODgzNjM5ODU*_ga_BNK5C1QYMC*MTczNDYwMjgxMS4xMjYuMS4xNzM0NjAyODIyLjQ5LjAuOTYwMzUzOTk0)

⁵ PTVI ウェブサイト「About PT Vale」 <https://vale.com/indonesia/about-pt-vale> (参考: 同 IUPK によるその他のニッケル鉱業コンセッションは、南スラウェシ州 70,566 ha、南東スラウェシ州 24,752 ha)

⁶ PTVI 年次報告書 2023 p.14 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-tahunan-2023>)

⁷ PTVI サステナビリティレポート 2023 p.43 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-keberlanjutan-2023-eng>)

⁸ PTVI プレスリリース (2024 年 5 月 15 日) (<https://vale.com/documents/d/guest/2024-5-15-pt-vale-receives-iupk-2024-english>)

⁹ PTVI 年次報告書 2023 p.14 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-tahunan-2023>)

¹⁰ PTVI ブリーフィングブック 2023 p.20 (<https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-briefing-book-eng-feb-2023>)



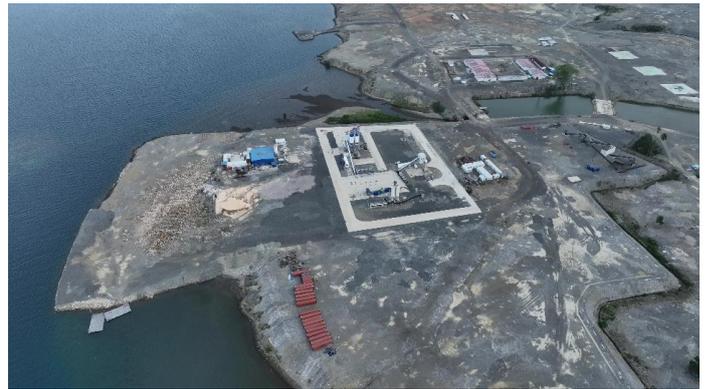
バホドピ鉱区ニッケル採掘設備の建設現場（バホドピ郡／2024年7月）



バホドピ鉱区ニッケル港湾設備付近から採掘設備に延びる道路の建設現場（バホドピ郡／2024年2月）



バホドピ鉱区ニッケル鉱石搬出用の港湾設備の建設現場（バホドピ郡／2024年2月）



製錬所及び LNG 火力発電所建設現場（ブク・ペシシル郡 2024年10月）

総事業費： 約 26 億米ドル（採掘及び製錬）¹¹
 （うち鉱山開発費用は約 15%）¹²

事業実施者：

<鉱山>

PT ヴァーレ・インドネシア（PTVI。1968年設立）

- 出資者：・ PT ミネラル・インダストリ・インドネシア（MIND ID）（34.00% ※2）
 ・ ヴァーレカナダ（VCL）（33.88%）
 ・ 保有率 5%未満の一般株主（20.64%）
 ・ 住友金属鉱山（SMM）（11.48%）

※2）2024年6月28日のVCL、SMMによるMIND IDへのPTVI株式一部売却等完了後の出資比率

¹¹ PTVI 年次報告書 2023 p.14 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-tahunan-2023>)

¹² JOGMEC ニュース・フラッシュ（2021年11月5日）
 (https://mric.jogmec.go.jp/news_flash/20211105/160016/)

<製錬> (サンバラギ工業団地内 ※3)

PT バホドピ・ニッケル・スマルティング・インドネシア

(PT Bahodopi Nickel Smelting Indonesia: BNSI。2019 年設立)

出資者¹³ : ・ PTVI (49%)

- ・ 太原鉄鋼集团有限公司 (Taiyuan Iron & Steel 社 : TISCO) (中国)
= 鉄鋼世界最大手・中国宝武鋼鉄集団 (China Baowu Steel Group) の子会社¹⁴
- ・ 山東鑫海科学技術有限公司 (Shandong Xinhai Technology 社 : Xinhai) (中国)
(中国 2 社 51%=Taixin (Singapore) Pte. Ltd¹⁵)

※3) サンバラギ工業団地 (1,275 ha¹⁶)

PT アヌグラ・タンバン・インダストリ (PT Anugrah Tambang Industri: ATI)

= サンバラギ村の土地収用も実施 (2020 年頃~)

被影響住民 :

<鉱山> (事業者の定義による影響を受ける村) ¹⁷

- ・ モロワリ県バホドピ郡 3 村
- ・ モロワリ県東ブング郡 10 村

<製錬>

- ・ モロワリ県ブング・ペシシル郡サンバラギ村、ウェレエア村
- ・ モロワリ県南ブング郡ブアジャンカ村等の漁村

¹³ BNSI の出資比率については、PTVI 年次報告書 2022 p.41 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-indonesia-tbk-annual-report-2022-1>) によれば、中国 2 社がシンガポールに合弁会社を設立し、51%の株式を保有する一方、PTVI が 49%を管理するとされている。また 2023 年 3 月時の Taixin (Singapore) Pte. Ltd による BNSI 株式買収に係る報道では、PTVI が 51%、中国 2 社が 49%の株式を保有していたとされているが、最終的に Taixin が BNSI の株式 51%を保有することになると報じられている (例えば、ASIATODAY.ID (2023 年 3 月 13 日) (<https://asiatoday.id/read/taixin-singapura-jadi-pengendali-baru-proyek-smelter-nikel-bersama-vale-di-bahodopi>))。Taixin は 2023 年 1 月 30 日設立のシンガポールの私的免除会社 (Exempt Private Company Limited by Shares) (<https://www.sgpbusiness.com/company/Taixin-Singapore-Pte-Ltd>)。

¹⁴ PTVI ブリーフィングブック 2023 p.19 (https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-briefing-book-eng_feb-2023)

¹⁵ PTVI 年次報告書 2022 p.41 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-indonesia-tbk-annual-report-2022-1>)

¹⁶ KOMPAS.com (2023 年 9 月 7 日) (<https://www.kompas.com/properti/read/2023/09/07/153000321/empat-kawasan-diusulkan-jadi-kek-baru-apa-saja>)

¹⁷ PTVI サステナビリティレポート 2023 p.65 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-keberlanjutan-2023-eng>)

2. 日本との関わり

日本企業の関わり：

- ・住友金属鉱山（SMM）
 - PTVI への出資（11.48%）
- ・三井物産
 - PTVI の親会社 Vale（ブラジル） への出資（6.31%）

3. 主な経緯

表 1：モロワリ・ニッケル鉱山開発・製錬事業に係る主な経緯¹⁸

1920 年代	スラウェシ島東部での探鉱開始
1968 年	PT International Nickel Indonesia（PT INCO：PT インコ）設立。インドネシア政府と鉱業事業契約（CoW）締結（期間：1968 年 4 月 1 日～1998 年 3 月 31 日）
1972 年	日本企業による権益参入
1973 年	PT インコ、南スラウェシ州ソロワコ製錬所建設工事開始
1977 年	ソロワコ製錬所、スハルト大統領（当時）出席の下で完工式
1978 年	PT インコ、ソロワコでニッケルマット商業生産開始。日本への輸出開始
1990 年	PT インコ、初の公開株式 20%売出（インドネシア証券取引所上場）
1996 年	PT インコ、CoW 更新（期間：1995 年 12 月 29 日～2025 年 12 月 28 日）
2012 年	PT インコから PT ヴァーレ・インドネシア（PTVI）へ社名変更
2013 年 9 月 13 日	PTVI、環境林業省からバホドピ鉱区における採掘活動、道路建設、ニッケル製錬所建設に関する環境許認可を取得（期間 2025 年 12 月 28 日） ¹⁹
2014 年 10 月	PTVI、インドネシア政府と「鉱物及び石炭鉱業に関する法律 2009 年 4 号」（新鉱業法）で義務づけられている CoW の改正に合意

¹⁸ 参照：PTVI ウェブサイト「Our history in Indonesia」<https://www.vale.com/en/indonesia/our-history-in-indonesia>

¹⁹ PTVI「Rights Issue Prospectus」p. 47（2024 年 6 月 10 日）
https://vale.com/documents/d/guest/20240610_ptvi-rights-issue-prospectus-vf

2019年5月14日	PTVI、環境林業省からバホドピ鉱区内の 2,143 ha に対する林地賃貸利用許可 (IPPKH) を取得 (期間 2025 年 12 月 28 日) ²⁰
2019年6月25日	PT バホドピ・ニッケル・スマルティング・インドネシア (BNSI) 設立 (当時は鉱区近くで製錬事業を実施予定。2022 年頃に同地域における断層/地震リスクも考慮した上で、事業地をサンバラギ村に移転)
2020年頃	PT アヌグラ・タンバン・インダストリ (ATI)、サンバラギ村での土地収用手続き開始
2020年10月7日	VCL 及び SMM が、PT インドネシアアサハンアルミニウム (イナルム) への PTVI 株式 20%売却完了
2021年6月	PTVI、中国 2 社とバホドピ鉱区におけるフェロニッケル製錬所の共同開発に係る契約締結 ²¹
2022年1月6日	PTVI、環境林業省からバホドピ鉱区内の 13,362 ha に対する IPPKH を取得 (期間 2025 年 12 月 28 日) ²²
2022年9月6日	PTVI、中国 2 社とバホドピ鉱区における製錬開発に係る事業投資契約を締結 ²³
2023年2月10日	PTVI 及び PT BNSI、鉱山及び製錬所の各予定地にて Indonesia Growth Project Morowali 着工式
2023年8月4日	バホドピ鉱区における PTVI のニッケル鉱石採掘生産活動計画の環境影響評価 (EIA)、環境管理計画、環境モニタリング計画に係る委員会の最終公聴会 ²⁴ (2024 年 2 月までに新しい環境許認可取得 ²⁵)

²⁰ PTVI 「Rights Issue Prospectus」 (2024 年 6 月 10 日) https://vale.com/documents/d/guest/20240610_ptvi-rights-issue-prospectus-vf

²¹ JOGMEC ニュース・フラッシュ (2021 年 11 月 5 日)
(https://mric.jogmec.go.jp/news_flash/20211105/160016/)

²² PTVI 「Rights Issue Prospectus」 (2024 年 6 月 10 日) https://vale.com/documents/d/guest/20240610_ptvi-rights-issue-prospectus-vf

²³ PTVI 年次報告書 2022 p.41 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-indonesia-tbk-annual-report-2022-1>)

²⁴ PTVI プレスリリース (2023 年 8 月 8 日) (<https://vale.com/w/wabup-morowali-amdal-pt-vale-komprehensif-dan-memperhatikan-seluruh-aspek/-/categories/5>)

²⁵ PTVI プレスリリース (2024 年 2 月 10 日) (<https://vale.com/documents/d/guest/2024-2-10-pt-vale-indonesia-4q-2023-results-release-english>)

2023年11月17日	VCL 及び SMM、ジョコ・ウィドド大統領（当時）出席の下で MIND ID への PTVI 株式約 14%の売却契約を締結 ²⁶
2024年2月26日	VCL 及び SMM、MIND ID と PTVI の株式売買の枠組み契約を締結 ²⁷
2024年5月13日	PTVI の CoW から特別鉱業事業許可（IUPK）への切替更新完了。PTVI は新規製錬施設等の建設を規定期間内に完了させる義務。また純利益 10% を IUPK 利益配分としてインドネシア政府に支払い義務（IUPK 保有者の義務）。（期間は 2035 年 12 月 28 日まで。以降も 10 年間毎の延長可）
2024年6月28日	VCL 及び SMM が、MIND ID への PTVI 株式の一部売却と新株引受権の譲渡を完了
2024年9月時点	Indonesia Growth Project Morowali 全体の進捗率 53% ²⁸
2026～2028年 ²⁹	Indonesia Growth Project Morowali の商業運転開始（予定）

4. 環境・社会・人権に係る主な懸念

(1) 採掘活動の開始と今後の拡大に伴う農家の生計手段への影響—不十分な補償措置かつ不透明な補償プロセス

PTVI のバホドピ鉱区は、1968 年に鉱業事業契約（Contract of Work : CoW）によって鉱業コンセッションを付与される以前から村人が居住し、畑地等を切り開き、生活を営んできた場所である。同地域で暮らしてきた住民は、PTVI の鉱業コンセッションについて事前に協議を受けておらず、同意したこともなかった。今日まで PTVI の鉱業コンセッションに係る境界も明確に知らされておらず、バホドピ鉱区内には居住地域と農地が広がっている。

各農家は 1 ヘクタール（ha）弱から十数 ha の畑地にコショウ、クローブ、ナツメグ、カシュー、カカオ、アブラヤシ、ドリアン、ランブータンなど、さまざまな作物や果樹を植えてきた。特に近年、バホモテフェ村、レレ村、ダンパラ村、シウムバトゥ村の農地ではコショ

²⁶ PTVI プレスリリース（2023 年 11 月 17 日）（https://vale.com/documents/d/guest/2023-11-17-press-release-signing-of-divestment-hoa_eng_rev）

²⁷ PTVI プレスリリース（2024 年 2 月 26 日）https://vale.com/documents/d/guest/20224-02-26-pt-vale-divestment-spa_eng

²⁸ Vale ニュース（2024 年 10 月 2 日）（<https://vale.com/hu/w/serap-capex-usd174-juta-progres-pembangunan-pt-vale-igp-morowali-signifikan-dukung-pertumbuhan-ekonomi/-/categories>）

²⁹ 脚注 2 に同じ

ウ栽培が農家数百名以上、またそこで働く日雇い農業労働者らの重要な生計手段の一つとなってきた。コショウの販路は国内だけでなく、海外への輸出も行われている。

農家らによれば、コショウ畑は主に通称 km3、km7、またそれより高位に位置する km8 から km16 まで広範囲に及んでいるとのことだ（km●●の呼称は木材会社が以前用いていたもので、海域側の km1 から山地側にかけて順に数字が大きくなる）。法制度に基づく土地の区分けは、km7 の一部までが他用途地域（APL）、km8 より高位の土地は森林地域（HPK：転用可能な生産林）に分類されている。

地図：PTVI 港湾設備とバホドピ鉱区内の畑地（地図出典：Google Earth）



PTVI は 2024 年初期頃に自ら直接ではなく請負業者を通じて、バホドピ鉱区 2 及び 3 のうち、APL に分類されている km3 から km7 に位置する農地の作物に関して補償プロセスを本格化させた。補償交渉は請負業者が各農家との間で直接個別に行い、請負業者が農家の住宅を訪問することもあれば、事業者の事務所で行われることもあった。こうした各農家に個別にアプローチする補償交渉の手法は、農家が団結することを阻止し、補償交渉能力の低下を招いている。実際、個々の農家によって、補償水準が大きく異なっていることが報告されており、農家の PTVI に対する不満及び不信に加え、農家間の不信も増大させる結果となっている。

例えば、PTVI による作物の補償額は作物の種類、本数、収穫可否等の状況に応じて決められるということであったが、補償水準の一貫性や透明性の欠如は顕著であった。PTVI 側が最初に提示する補償額は 1 ヘクタール当たり約 2 億ルピア（約 200 万円）で、補償交渉能力に長けていない農家らは、低価格での補償金に合意したようだ。一方、補償額に幾度も合意せず、粘り強く交渉を続けて、7.5 億、9 億、あるいは、14 億ルピアなど、より高額の補償額を手にした農家や、依然として補償交渉中の農家もいる。そもそも、コショウ農家 1 ヘクタール当たりの年間収入（グロス）が 5 億ルピア超に上ること、将来にわたって持続的な収入源となり得ること、また補償金が遅かれ早かれ無くなってしまうことを考慮すれば、PTVI の補償提示額は、PTVI が遵守すると謳っている世界銀行グループ国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード等国际水準で規

定されている非自発的住民移転時の再取得価格、また移転前の生活水準に比して改善あるいは同等の水準を維持する措置の提供とは程遠いと言える。

また PTVI 側は補償交渉時に農家らに対して、雇用機会の他、受領した補償金を用いて、購入した自動車を PTVI の送迎車等として契約したり、労働者の宿泊施設を建設したりなど、その他のビジネス機会で新たな収入源が創出されると話していたということだ。しかし実際には、南スラウェシ州ソロワコ鉱区周辺で PTVI とすでに契約や関係性を有してきた業者等の参入によりバホドピ現地の住民の契約機会が十分に確保されていない状況や、契約内容等が農家に十分な利益をもたらすものとなっていないケース、あるいは、治安等の理由から労働者がバホドピ現地ではなく県都ブクを宿泊場所として選択している状況などから、少なからぬ農家が PTVI に対する不満を口にしている。

農家らの中には km3 や km7 における補償受領後も、まだ補償交渉が始まっていない km8 より高位の土地で農業を続けている者が多い。その中には、以前から km8 より高位の土地でコショウ栽培などを行ってきた農家と、以前は km3 や km7 のみで農業を行ってきた農家がいる。どちらにせよ、km3 や km7 で失った生計手段を補うため、現在、より多くの農家が km8 より高位の土地を更に、あるいは、新たに切り開いている状況が見られる。しかし、km8 より高位の土地も、すでに PTVI の鉱業コンセッション内であることを知らせる PTVI の看板が畑地の中に立てられており、「PTVI 所有地。PTVI の許可なく、この場所に立ち入ること、通過すること、及び／あるいは、いかなる活動を行うことも禁止」と通知されていたり、PTVI による新たな探査作業が行われている状況から、いずれ退去を余儀なくされる可能性、つまり、生計手段を喪失する可能性は高い。

——「コショウの収穫 2 回分の稼ぎで自分の家を建てられたが、例えば、ニッケル製錬所の労働者で家を建てられた人はまだいないだろう。」

——「ニッケルはいずれ枯渇するが、コショウはずっと栽培し続けることができ、自分たち農家にも地域にも富みをもたらすことができる。」

このように語る農家らにとって、将来的に km8 より高位の土地にも PTVI の採掘活動が拡大することは、自分たちの主要な生計手段の喪失につながる極めて重大なリスクである。上述のような km3 及び km7 における PTVI 側の不十分かつ不適切な補償措置の経験もあるため、km8 より高位の農地は手放さず、守り抜いて行こうとする農家らと事業者との間でのより激しい紛争が起きることも予想される。PTVI は農家らとの適切な協議を通じて、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (free, prior and informed consent) 」 (FPIC) を確保できない限り、採掘地域の拡大を進めるべきではない。



km7 と km8 の境界上で PTVI と補償交渉中のコショウ畑（2024 年 11 月時点）（バホドピ郡／2024 年 8 月）



km7 に位置する補償支払済みの土地。すでに PTVI による整地作業が行われている（バホドピ郡／2024 年 8 月）



km7 付近のコショウ畑に PTVI が立てた看板。「PTVI 所有地。PTVI の許可なく、この場所に立ち入ること、通過すること、及び／あるいは、いかなる活動を行うことも禁止」と書かれている（バホドピ郡／2024 年 7 月）



周囲に畑地が広がる中、km12 付近に設置された PTVI の看板「注意：この地域は PTVI のコンセッションに含まれる。鉱山技術責任者の許可なしには、この地域でいかなる活動を行うことも禁止」と書かれている（バホドピ郡／2024 年 11 月）



km7～km12 でコショウ栽培を続ける農家が収穫したコショウの果の浸漬・洗浄作業を行う共同池（バホドピ郡／2024 年 8 月）



km8 に広がるコショウ畑（バホドピ郡／2024 年 11 月）



km12 に広がるコシヨウ畑（バホドピ郡／2024 年 11 月）



km12 付近に設けられている PTVI の探査拠点の一つ。「バホドピ探査事業へようこそ」と書かれている（バホドピ郡／2024 年 11 月）

(2) 製錬事業予定地域における土地収用及び生計手段への影響

製錬所及び LNG 火力発電所の建設が進められているサンバラギ村は 250～300 世帯の孤村で、以前の周辺村への交通手段は船（ラフェウ村や県都ブンクなど）が一般的であった。開発事業の進展に伴い、現在は車両移動も増加してきているが、道路は未舗装のため、雨季は四輪駆動車でないと依然として移動が難しい。

サンバラギ村の土地収用や補償プロセスは、サンバラギ工業団地の開発を進める PT アヌグラ・タンバン・インダストリ（ATI）によって 2020 年頃から開始された。ちょうど新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の惨禍の最中で、村人にとって生活の厳しい時期でもあったため、不十分かつ不適切な補償措置をそのまま受領した者もいたようだ。ATI からの当初の説明では、PTVI の製錬事業に関する情報は含まれていなかった。活断層がある等の理由から、PTVI がバホドピ鉱区の位置するバホモテフェ村ではなく、50km 強離れたサンバラギ村に製錬事業の予定地を移転することを決定した 2022 年以降、PTVI も関与しての説明会が行われるようになったとのことだ。しかし村人は製錬事業に係る環境影響評価（EIA）等の文書や事業地の地図等も目にしたことはないという。

サンバラギ村の北東側は海に面しており、よい漁場であった一方、住宅の立ち並ぶ沿岸地域から 100 メートルも行かぬうちに急な傾斜面が聳え立っている。そして、その南西側に広がる畑山ではカシュー、カカオ、クローブ等の作物やマンゴー等の果樹が栽培されていた。沿岸部にはココヤシの樹も多数植えられていた。村人の約 7 割は漁業を主生計としてきたが、農業も並行して行ってきた村人が多かったという。企業の進出前は野鹿や野豚もいたとのことだ。

――「以前は釣り糸を 10～20 分ほど垂らせば、Ikan sunu や Ikan Kerapu（ハタ科の魚）がすぐに獲れた。」

――「集魚装置を用いた漁の季節には、1 日 2 回漁に出ていた。季節でないときも一日 1 回漁に出て 10kg は獲れていたもので、継続して収入があった。遠洋に出る漁とは違い、波の高い季節でも沿岸で集魚装置を用いた漁ができた。」

サンバラギ村でのかつての漁の状況を村人らは口々に語る。村の沿岸では集魚装置を用いた漁業が盛んであったが、2022 年頃に集魚装置に対する補償金が支払われて以降は、同村及び隣村ウエレエア村の沿岸域 7 キロ余りにわたり集魚装置の設置が禁止された。漁師の中には ATI が開催した協議に呼ばれていない者もあり、強制的に補償をされ、禁止されたと感じている者もいる。集魚装置の一つ当たりの元金は大きさによるものの、概ね 6,000 万ルピア（約 60 万円）程度であったが、補償金額はその倍程度でしかなかったと不満を漏らす漁師もいる。

サンバラギ村の漁師は遅くとも 2018 年頃から、同村の北西に位置する他社の鉱山から海域に流れ込んでくる赤茶色の汚泥の堆積による影響を受けてきた。漁をしても汚泥が漁網に絡んでくるなど、近海での漁獲量が減少していたという。また上述の沿岸における集魚装置の設置禁止に加え、後述の ATI の CSR の一環による沿岸地域での埋め立て作業も、小漁船と釣り糸・釣り針を用いた小規模漁業を続けてきた漁師に影響を及ぼしており、地域一帯で開発が進むにつれて村の漁師の生活範囲はどんどん狭められてきている。

以前の沿岸や近海での漁は燃料費もかからなかったが、漁師らの中には現在、対岸に並ぶ島々を越えてより遠くまで漁に出ている者もいる。しかし、遠洋に出ても十分な漁獲量を約束されていないわけではなく、燃料費も嵩むため、子どもの学費を賄うのが難しくなるなど漁民の生活は厳しくなっているということだ。以前はサンバラギ村のほとんどの世帯が漁船を所持していたというが、現在は 30 艘程度の漁船しか残っていない。

サンバラギ村には中型漁船も 3 艘ほどあり、かつては 1 艘当たり地元の乗組員 15 名程度を雇用して漁に出ていたが、乗組員が周辺鉱山等で働くようになったため、働き手を確保できなくなっており、外部の人を雇用しない限り、操業の継続が難しくなっている。また漁の餌用の魚を供給してきた対岸の島々の漁師たちも、後段のとおり、漁業への甚大な影響をすでに受けており、餌の入手も困難になっている。

村人が農業を営んできた傾斜面に広がっていた畑地については、以下のとおり、主に 3 つの分類に基づき補償金の支払いが行われた。

- ・ パケット A：収穫可能な作物のある場合＝1 ヘクタール当たり 2 億ルピア（約 200 万円）
- ・ パケット B：作物はあるものの、まだ収穫不可の場合＝同 1 億 8,000 万ルピア
- ・ パケット C：作物がまだなく、森林の場合＝同 1 億ルピア
- ・ その他、村に帰属する土地の場合＝同 5,000 万ルピア

しかし補償交渉はもっぱら村長等を通じて行われたため、金額等について村人の適切な交渉・参加機会はなかったという。また村人の中には補償金全額を受領していない、3 つの分類の基準が明確でない、受領した補償金額に係る領収証等の証拠書類を所持していないなど、補償プロセスにおけるさまざまな問題が報告されている。また沿岸に広がっていたマングローブ林やココヤシ

の樹々もすでに伐採され埋め立てられてしまったが、これら沿岸域での伐採作業が政府機関の各許可を得ていなかったことを指摘する声もある。³⁰

補償金の受領後、経験したことのない巨額を手にした同村の村人の多くは、それまでサゴヤシだった家の屋根をトタンに変えたり、同村での建設労働者の増加を見込んで宿泊・滞在施設（貸し部屋）を自宅に新たに併設するなど、補償金を住宅のリノベーションに注ぎ込み、使い切ってしまったとのことだ。まだ工事作業の始まっていない畑地へのアクセスは制限はされておらず、残っている作物の収穫は依然として可能ではあるものの、新たな作物の植え付けは禁止されている。

農地補償や居住地補償等が一通り完了して以降も、村人らはサンバラギ村沿岸地域での生活を続けているが、農業による収入も喪失ないし大幅に減少し、漁場のアクセスや漁獲量にも影響が及ぶ中、村人の生活は厳しくなる一方である。最終的には、現在の住宅地域から 3～5 キロメートル程度離れた村内の山地に整備予定の移転地に移住を余儀なくされると言われているが、特に漁師は山地での将来の生計手段に不安を覚えずにはいられないと胸中を吐露する。2024 年 11 月時点では、移転地の整地作業等は一切始まっていない状況であり、移転の時期も定かでない。

サンバラギ村の住民らによれば、ATI は以下の CSR（企業の社会的責任）プログラムの実施も約束したとのことだ。

- 1)地域診療所
- 2)市場
- 3)ゴミ収集所／箱
- 4)電灯
- 5)救急車
- 6)清潔な水
- 7)道路

しかし、これまで上記 4)と 7)以外は実現していないとのことだ。市場や地域診療所を創設するとして進められていた沿岸の埋め立て作業は開始されたものの、途中で止まったまま、今日まで（2024 年 11 月時点）放置されている状況である。埋め立て作業の許可が未取得であったためか、予算不足のためか、村人は埋め立て作業の中断の理由を知らされていない。

サンバラギ村での環境・社会・人権影響を引き起こしている主体が例え ATI であったとしても、PTVI が同地で製錬事業を行う以上、IFC のパフォーマンススタンダード等国際水準に則った地域

³⁰ Poso News 「PT. ATI Diduga Lakukan Pengrusakan Mangrove」 （2023 年 3 月 13 日）
（<https://posonews.id/2023/03/13/pt-ati-diduga-lakukan-pengrusakan-mangrove/>） 、及び、
tabloidskandal.com 「Mosi Tak Percaya Warga Desa Sambalagi Terhadap PT ATI」 （2022 年 12 月 3 日）
（<https://www.tabloidskandal.com/gemanausa/mosi-tak-percaya-warga-desa-sambalagi-terhadap-pt-ati.html>）

住民との協議や移転・補償措置が確保されるべきである。今後、PTVIによる同村での国際水準に則った環境・社会・人権に係る対策の適切な実施の確保が求められる。



収用された農地（写真右側）と ATI による埋め立て作業（左側。中断中）に囲まれたサンバラギ村の居住地域。すぐ側で製錬所等の建設作業も進められている（上側）（ブンク・ペシシル郡／2024年10月）



かつて多くのマングローブ林やココヤシの樹々があったという沿岸はすでに埋め立てられ、製錬所及び LNG 火力発電所の建設作業が進められている（ブンク・ペシシル郡／2024年5月）



収用された農地と同地を囲む青いフェンス（ブンク・ペシシル郡／2024年7月）



サンバラギ村に残された漁船（ブンク・ペシシル郡／2024年7月）

(3) 事業周辺地の漁業活動への影響の拡大

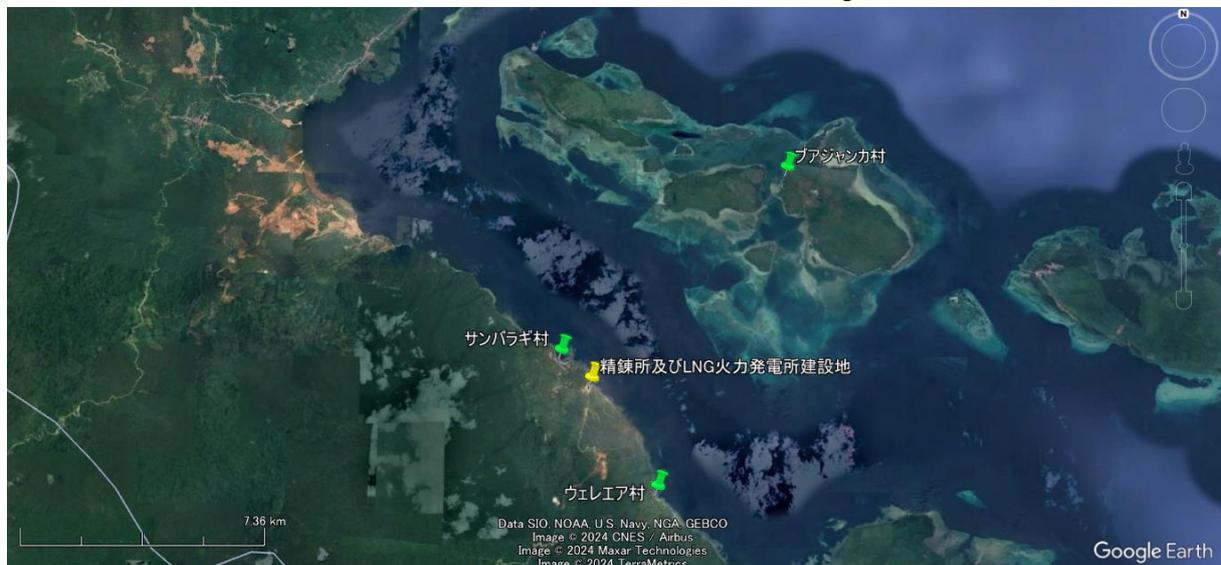
<バホドピ鉱区周辺>

PTVI のバホドピ鉱区周辺ではバホモテフェ村の漁師らが、すでに 2015 年にモロワリ工業団地（IMIP）が稼働を始めて以降、さまざまな被害を受けてきた。沖合に仕掛けた集魚装置（ルンポン：Rumpon）に IMIP 関連のニッケル運搬船がぶつかり壊されてしまう、あるいは、他社の鉱山から赤茶色の汚泥が流出し、洪水時に河川から海域にまで流れてくるため、漁獲量が激減したということだ。また、より遠くまで漁に出るようになったため、燃料費など費用がかさむようになっている。

現在バホモテフェ村で進められている PTVI の港湾設備の建設については、集魚装置等が影響を受けていることから、漁師と PTVI 間での補償交渉がすでに始まっているとのことだ。今後、PTVI の港湾設備から製錬所へのニッケル鉱の搬出が始まれば、より多くのニッケル運搬船が同海域で往来することになるため、漁師らに更なる影響が及ぶことは否めない。

<製錬事業地周辺>

地図：PTVI 製錬所及び LNG 火力発電所建設地と周辺の村々（地図出典：Google Earth）



上段のとおり、すでにサンバラギ村の漁師に周辺鉱山によるさまざまな影響が及んできたことは明らかだが、その対岸に並ぶ島々の漁師らも苦境は同様である。

サンバラギ村から北東方向に漁船で 30 分弱行ったところに位置する南ブンク郡ブアジャンカ村は、約 300 世帯超を抱える漁村で、同村長によれば、同村民の 90%が漁業を生業としてきた。2010 年代後半から周辺地域での他社のニッケル開発事業によって甚大な被害を受けてきたという。まずニッケルや石炭（製錬所の自家発電用）の大型運搬船の航行による被害から始まり、鉱山や製錬所から周辺海域への排水や赤茶色の汚泥の堆積まで、種々の問題を抱えている。

大型運搬船については、漁師がさまざまな集魚装置³¹を用いて沿岸から沖合にかけて漁を行ってきたものの、それらの集魚装置が被害に遭ったり、海上に石炭及び油分が浮いているなど顕著な汚染がみられることもあるという。被害を受けた漁師の中には、例えば、これまで 5~6km 沖合に仕掛けていた集魚装置を現在は 11km 沖合に仕掛ける等、コストの増大に悩まされている者も多い。釣り糸・釣り針を用いた漁業を行っていた小規模漁師は、鉱山活動のなかった以前は早朝から正午にかけて近海に漁に出て最大 20kg 程度とれていたが、現在は早朝から夕方までより長時間、しかも燃料費をかけてより遠くに漁に出かけても最大で 3kg、もしくは全く獲れないこともあると嘆く。

ブアジャンカ村はこれらの被害に対し、各企業に補償や対策を求めてきた。しかし CSR や優先雇用も含め、周辺の鉱山・製錬企業とは合意に至っていないことが多く、またさまざまな約束がなされたとしても、同鉱山・製錬事業が立地する地域の住民の待遇とは異なり、同村ではこれまで何ら対策が実行されてこなかったという。

——「家の前で魚を干している風景は今でも見られるものの、以前はもっと多かった。」

——「周辺の鉱山活動で、漁師はもう半分死んだ (Setenga mati) も同然の状態だ。」

同村の漁師はこうした悲痛な声をあげている。これまで海で漁業にだけ従事してきた小規模漁師の中には現在、老若男女問わず、村内にある岩石を砕き、沿岸まで運搬する季節労働に従事せざるを得ない家庭もある。より遠洋に出るため、燃料費等を借金している漁師も、以前は漁後にすぐ返済できていたものが、今ではすぐに返済をできない場合もあり、2 回返済できなかった場合には、次回の借金を許されない等、更に苦しい立場に置かれているという。

ブアジャンカ村長によれば、サンバラギ村での製錬事業に関しては、2021 年にサンバラギ村で ATI が説明会を行った際に招待を受けたものの、会場外で説明を聞くのみであったという。同村の漁師らは PTVI の製錬事業によって、漁師がより深刻な影響を受けることになる懸念している一方、PTVI や ATI による漁業補償や CSR の提供については、非常に懐疑的な見方を示している。

PTVI がバホドピ鉱区での採掘作業を開始し、ニッケル鉱の製錬所への搬出を開始すれば、より多くのニッケル運搬船が周辺海域を航行することは間違いない。またサンバラギ村で自家発電用の LNG 火力発電所が稼働すれば、LNG 運搬船も周辺海域を航行することとなる。IFC パフォーマンススタンダードの遵守を謡う PTVI は、同地域の漁師がどのような漁法で、どの海域で生業を営んでいるのかしっかりと調査・評価を行った上で、その生計手段への影響をどうしても回避

³¹ ブアジャンカ村沿岸には、マグロ漁の餌用の稚魚を養成するため、小規模の集魚装置 (Karamba) が備えられている。沖合の集魚装置は、ルンポン (Rumpon) と呼ばれるもの。

できない場合には、以前の生活水準に比して改善あるいは同等の水準を維持する措置を提供することが不可欠である。



村民の90%が漁業を生業にしているというブアジャンカ村（南ブンク郡／2024年11月）



漁業への影響により、家の前で干す魚の量も減少しているという（南ブンク郡／2024年11月）



ブアジャンカ村沿岸の小規模集魚装置（南ブンク郡／2024年11月）



ブアジャンカ村沖合を航行する大型運搬船（南ブンク郡／2024年11月）

(4) 気候危機を悪化させる化石燃料の利用

PTVIは同事業の製錬所に利用される電力が、従来多くの製錬所で自家発電用に利用されてきた石炭ではなく、ガスによるものであることを理由に、Indonesia Growth Project Morowaliを「低炭素」事業だと謳っている。³² ガス火力によって同事業の稼働時における炭素排出削減に大きく貢献することとなり、2030年までに炭素排出量を最大33%削減、また2050年までに炭素排出ネットゼロを目標に掲げているPTVIのロードマップも達成できるという。

しかし、ガス火力の全ライフサイクルを含めた総排出量を見る必要がある。ガスは掘削後に冷却して輸送のために液化してガスタンカーに積載し、使用前には再びガス化して火力発電所で燃やすまでに、周辺の環境を汚染し、多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスや大気汚染物質を排

³² PTVI 年次報告書 2023 p.38 (<https://vale.com/documents/d/guest/pt-vale-laporan-tahunan-2023>)

出する。³³ ガスの主成分であるメタンは、ガスのサプライチェーン全体にわたり漏出しており、20年間でCO₂の80倍以上の炭素を排出する。したがって、PTVIが「ガス火力」を理由により良い気候変動対策や環境対策を講じていると喧伝することは、「グリーンウォッシュ」以外の何物でもなく、直ちに止めるべきである。

³³ NRDC 「Liquefied Natural Gas 101 What is it? Why is it? And what does it mean for the climate?」
(2024年2月9日) (<https://www.nrdc.org/stories/liquefied-natural-gas-101#whatis>)

5. 日本企業と金融の責任

上述のように、本事業には間接的に日本企業二社の関与が確認されており、その二社に対して日本の金融機関からも投融資が確認されている。

住友金属鉱山株式会社は日本の非鉄金属企業であり、鉱山開発から製錬及び電池材料の生産まで行う事業者である。PTVI 社の同じくインドネシアで開発されているソロワコ・ニッケル鉱山からニッケルマットを購入して新居浜のニッケル製錬所にて電気ニッケルや電池材料を生産している。バホドピ鉱山では主たる出荷物がステンレス鋼などの材料となるフェロニッケルであり、しかも中国系企業が製錬所の主要株主になるため、サプライチェーン上のつながりは当事業においては確認されていない。しかし、PTVI 社には 11.48%の出資をしており、主要株主の一角をなしている。その株主としての相応の責任が存在する。

三井物産株式会社は PTVI 社の親会社にあたるブラジルの Vale 社に 6.31%の出資をしている。割合として少ない数字に見えるかもしれないが、Vale 社にとっては外国の単独株主としては最も大きな株主であり、本社および子会社に対して相応の影響力を行使できる立場にある。

これら二社は長年 PTVI 社および Vale 社に出資をしてきている立場にある。そのため、Vale 社のこれまでの問題点についても知りえた立場にある。Vale 社は 2015 年のブラジル・サマルコでのテーリングダム決壊事故と 2019 年に同じくブラジル・ブルマジーニョでのテーリングダム決壊事故と立て続けに死者を何十名も出す事故を起こしたことで知られる企業である。それに加えて、2015 年にはサプライヤにおける違法労働行為が確認されたことも報告されている。この件については 2024 年になってブラジルの法廷において Vale 社が問題発覚後になって一部状況を改善したことを認め、違法労働を許容している状況は脱したと判断している。しかし問題が白日の下にさらされるまで長期にわたって放置してきた企業体質があったことは変えようのない事実である。

Vale 社ではその 2015 年の違法労働行為の発覚も受けて 2019 年に人権デューディリジェンスを強化する方針を打ち出したのだが、子会社である PTVI 社では 2023 年時点でソロワコ・ニッケル鉱山において人権侵害行為が確認されている。これは先の Fair Finance Guide Japan 発行の報告書「『グリーンローン』の裏で—インドネシア、ソロワコ・ニッケル鉱山開発・製錬事業タナマリア鉱区探査・採掘拡張計画に係る人権問題」で報告している人権侵害を指す。この報告書に記されている問題と同様の問題について住民を支援する NGO らが PTVI 社およびその親会社ら関係企業に業務改善を求める書簡を送ったところ、PTVI 社の直接親会社にあたる Vale Base Metal 社は 2023 年 11 月にコンサルタントを派遣して住民らへの聞き取りを行った。この報告書において第三者として派遣されたコンサルタントは指摘されている人権侵害が「おおむね住民の主張している内容と一致している」³⁴ことを認め、広大なコショウ農園を営む住民の人権は、インドネシア国内法の関係法規の如何に関わらず尊重される必要性を指摘している。

³⁴ https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-investigation-public-report_-_20240730

以上のことから、Vale 社ならびにインドネシアの現地子会社である PTVI 社は一度ならず何年もの間に渡って業務改善を求められているにも関わらず杜撰な管理体制や不十分な人権侵害の予防策しか持ち合わせていない経営体質を持っていることが明らかである。そこに投資を続け、取引を続ける日本企業はデューディリジェンスが欠けていると言わざるを得ない。

また、そのような事業者に投融資を続ける日本の金融機関にも責任の一端がある。

Fair Finance Guide Japan では人権テーマの格付け基準として下記の項目を採用し、配点をしているが、これまで報告してきた住民に対する人権侵害はこれらの項目に違反する企業行動と言える。

HR 4) 投融資先企業による人権デューディリジェンスの実施を奨励する

HR 5) 投融資先企業による人権侵害の被害者への補償と回復のプロセスの設置を奨励

HR 6) 投融資先企業による人権侵害の被害者のための異議申立審査メカニズムの設置または参加を奨励

HR 8) 投融資先企業による慣習的土地所有者の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」に基づく土地・資源利用を奨励

この配点基準に対して、人権デューディリジェンスの実施、補償と回復プロセスの設置、異議申立制度の設置の三つの項目に関しては FFGJ 評価対象の金融機関はすべて部分的な投融資基準を設定している。三菱 UFJ、みずほは基本的にプロジェクトファイナンスには基準を適用し、一部の基準はアセットマネジメントにも適用している。しかし、企業融資や政策保有株等の株式保有については基準を適用していない。三井住友は三つの項目にかかわる基準をアセットマネジメントとプロジェクトファイナンスに適用しているが、やはり企業融資や株式保有には適用していない。りそな、三井住友トラスト、農林中金は三つの項目にかかわる基準を企業融資、アセットマネジメント、プロジェクトファイナンスに適用しているが、株式保有には適用していない。

この三つの配点基準については赤道原則への加盟でプロジェクトファイナンスに関しては適用されているとみなされるため、多くの銀行が加点されている。同様に、先住民族に対する FPIC は適用している金融機関が多かったものの、企業活動が行われる現場において先住民族ではない慣習的占有者については一切 FPIC の実施を求めている実状は問題である。先住民族として認知されていなくとも、土地を慣習的に占有して使用している住民は少なくない。事業実施時に FPIC を求める対象が先住民族に限られてしまうと適用範囲は極めて狭いことになるため、金融機関には速やかに方針を慣習的占有者にも広げることが求められる。

-金融機関各社による投融資状況

FFGJ 評価対象の金融機関からは下記の投融資が確認されている。

表 2：住友金属鉱山株式会社の主な借入先³⁵

	借入金（百万円）		
	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末
シンジケートローン	88,515	112,671	126,366
国際協力銀行（JBIC）	28,154	74,782	123,334
三井住友銀行	9,620	63,036	23,870
農林中央金庫	8,818	8,126	8,584
三井住友信託銀行	4,140	N/A	N/A
南都銀行	N/A	N/A	10,480
伊予銀行	N/A	8,126	8,584

表 3：住友金属鉱山の株式保有が確認されている FFGJ 評価対象金融機関³⁶

フィナンシャルグループ	2023年3月末		2024年3月末	
	保有株式	計上額 (百万円)	保有株式	計上額 (百万円)
三井住友	3,000,245	15,148	*	*
三井住友トラスト	2,200,000	11,107	2,200,000	10,091

住友金属鉱山へは Fair Finance Guide Japan の評価対象金融機関 3 行からの直接融資が確認されているほか、多額のシンジケートローンが確認されている。シンジケートローンの中には三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行を共同主幹事とする協調融資、三井住友銀行を主幹事とする協調融資および三井住友信託銀行を主幹事とする協調融資の三種のシンジケーションからなる。年度で比較すると三井住友銀行は単独の融資が減っている一方、2023年9月付で発表された250億円のシンジケートローンにて三井住友信託銀行と共同主幹事をしているため、引き続き影響力を行使しうる立場にあると考えられる。

³⁵ https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2022/no97_shoushu.pdf

https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2023/no98_houkoku.pdf

https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2024/no99_houkoku.pdf

³⁶ https://www.smfg.co.jp/investor/financial/yuho/2024_pdf/2024_fy_fg.pdf

<https://www.smth.jp/-/media/th/investors/yuuka/2403/240621-1.pdf>

株式について、2024年3月時点で三井住友FGは住友金属鉱山の保有株式評価額が同FGの資本金の100分の1を下回る額になったため、同期の保有数及び評価額は公表されなくなっている。2023年度の評価額は資本金の100分の1に近い数字を示しているため、2024年度に数値を公表しなくなったことは、必ずしも売却を示唆するものではない。

表4：三井物産株式会社の株式保有が確認されているFFGJ評価対象金融機関³⁷

フィナンシャルグループ	2023年3月末		2024年3月末	
	保有株式	計上額 (百万円)	保有株式	計上額 (百万円)
三菱UFJ	6,075,000	25,004	6,075,000	43,168
みずほ	6,694,518	27,554	6,694,518	47,571
三井住友	12,833,500	52,822	12,833,500	91,914
三井住友トラスト	4,694,800	19,323	3,286,400	23,353

三井物産株式会社については主な借入先が確認できなかったものの、メガバンク3社と三井住友トラストが株式を保有していることが確認された。そして、三井住友トラストは保有数を減らしているものの、メガバンク3行は減らしていない。これはPTVI社における人権侵害が報告されてからも保有数を減らしていないことを意味する。

以上確認された日本の金融機関による住友金属鉱山並びに三井物産への投融資を続けている姿勢は、事実上二社のかかわるPTVI社および親会社であるVale社の人権侵害を容認していることに他ならない。これまで投融資を続けてきた理由や、エンゲージメントの有無を各社は説明する責任がある。

三菱UFJはプロジェクトファイナンスに限って方針を適用しているため、三井物産の株式を保有していることは方針との乖離を意味するものではない。しかし、速やかに企業融資・社債や株式の保有にも適用される投融資方針を持つことが求められる。

みずほはプロジェクトファイナンスとアセットマネジメントに限って方針を適用しているが、Vale社の人権侵害に資金面で加担する三井物産の株式を保有し続けることは方針との乖離が生じていると言える。保有を続けるのであればエンゲージメントの内容を公開するなど方針との不一致について説明する責任があるだろう。説明ができないのであればダイベストするべきである。

³⁷ https://www.mufg.jp/dam/ir/report/security_report/pdf/yu_mufg24.pdf
https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/report/yo_ho_202403/pdf/fg_fy.pdf
https://www.smfg.co.jp/investor/financial/yo_ho/2024_pdf/2024_fy_fg.pdf
https://www.smth.jp/-/media/th/investors/yo_ho/2403/240621-1.pdf

三井住友はみずほと同様にプロジェクトファイナンスとアセットマネジメントに限って方針を適用しているが、多額の単独での企業融資に加えてシンジケートローンの幹事社として融資をオーガナイズしている。株式も保有しており、やはり事業と方針の乖離と今後の方針について説明が求められる。そして、説明ができない方針との乖離があればダイベストするべきである。

三井住友トラストは方針を企業融資、プロジェクトファイナンスとアセットマネジメントに適用しているが Vale 社および PTVI 社の人権侵害に加担する企業へ融資と株式の保有を通じて投融資している立場にある。これは大きな方針との乖離であり、速やかな説明責任とダイベストを検討するべきである。

これら速やかな対応をしなければ、今後すぐに事業に影響がでることであろう。欧州における企業サステナビリティデューディリジェンス指令（CSDDD）は 2027 年 7 月には適用され始める予定である。すでに欧州を中心とした事業者は問題企業をサプライチェーンから排除させる動きになっている。ひとたび「ブラックリスト」入りした企業には株式評価額の面でも大きなダメージを負うことになるだろう。銀行各社及び住友金属鉱山・三井物産は株式資産の観点からも問題事業の株式を大量に保有し続けることの経済リスクも考慮してダイベストメントを検討するべきである。

また、今回確認されたような株式の保有はいわゆる政策保有株と言われる日本企業独特の慣習によるところだと考えられる。これはお互いに株式を保有し合うことで企業関係を円滑にすることが目的だとされている。しかし、そのような関係性を持つことは取引先で問題行動が生じたときに融資の実行停止、株式のダイベストなどの実効力のある行動に出にくくなることも意味する。金融機関のガバナンスを低下させることからすでに海外投資家からも批判されている慣習であり、今回指摘されている問題を抜きにしても政策保有株は手放すべきである。

執筆協力：波多江秀枝（国際環境 NGO FoE Japan）

編著：田中滋

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター（PARC）、APLA、「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）

本ページに関するお問い合わせ先

アジア太平洋資料センター（PARC）担当：田中 滋

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11

Tel: 03-5209-3455 Fax: 03-5209-3453 Email: office@parc-jp.org

本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。